

平成18年 6月 9日

株 主 各 位

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地

株式会社デンソー

取締役社長 深 谷 紘 一

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、折返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 当社本店
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第83期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書並びに貸借対照表および損益計算書報告の件
(2) 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 第83期利益処分案承認の件
第2号議案 自己株式取得の件
（議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」34頁に記載のとおりであります。）
第3号議案 定款一部変更の件
（議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」34頁から41頁に記載のとおりであります。）
第4号議案 取締役全員任期満了につき13名選任の件
第5号議案 当社の取締役、常務役員、従業員等および当社子会社の取締役等に新株予約権を無償で発行する件
（議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」44頁から47頁に記載のとおりであります。）
第6号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

以 上

（当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。）

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、原油価格の高騰もありましたが総じて堅調に推移しました。米国経済は旺盛な国内需要により好調であり、中国経済は輸出と設備投資が牽引し、高成長となりました。日本においても、景気は緩やかに回復を続けました。

自動車業界においては、堅調な経済を背景に世界の自動車販売は増加しました。主要市場である米国ではガソリン価格が高騰するなか日本車の販売は好調であり、市場全体でも高水準の自動車販売となりました。一方アジアでは、一部原油価格高騰の影響を受けたものの、総じて好調な販売が続きました。国内においては、販売は引き続き低水準で推移しましたが、自動車生産は輸出向けが好調で、4年連続で1,000万台を超えました。

こうした状況の中で、当社グループは、「DENSO VISION 2015」のなかで目指している“やさしさ”と“うれしさ”を世界の人々へお届けできる商品、サービスの提供に努めてきました。また、「お客様に信頼いただけるモノづくり力の向上」と、「真のグローバル企業に向けた変革の推進」を重点方針として、企業体質の一層の強化に向け、グループの総力をあげて取り組んできました。

「お客様に信頼いただけるモノづくり力の向上」については、“品質第一”の基本に立ち戻り、当社グループが一体となり、品質向上を支える基盤技術の開発を推進するなど、徹底した品質向上活動を行ってきました。さらに海外生産の急拡大に伴いデンソー流モノづくりのノウハウを海外拠点に移植することが緊急の課題となっており、当社内から広くモノづくりの英知・経験を集め、従来の“カン”や“コツ”に頼っていた技能を、世界レベルで標準化、データベース化し、デンソーモノづくりDNAとして世界の拠点に展開しています。具体的にはタイにおいて、当社グループの従業員を対象にした人材育成施設を設立し、“モノづくりは人づくり”をコンセプトに、技能者養成を推進しています。また、当社がこれまで培ってきた価値観・信念である“デンソースピリット”を世代・国境を超えて共有するために、これを明文化し、日常の活動の中での浸透活動を推進するなど、総智・総力を活かした職場力の向上に努めています。

「真のグローバル企業に向けた変革の推進」については、グローバルな開発体制の構築に取り組むとともに、環境・安全・快適・利便の各分野で、時代に先駆け

た魅力ある商品創出力の強化に努めてきました。環境面では、ディーゼルエンジン用の燃料噴射システムとして新開発のピエゾインジェクタを採用した1,800気圧コモンレールシステムを世界で初めて開発し、エンジンの出力向上と、排出ガス中の有害成分である粒子状物質(PM)と、窒素酸化物(NOx)の抑制を同時に実現しました。

安全・利便面では、車両に不正に侵入した人物の写真を撮影し、その画像をユーザーに通報するリモートセキュリティシステムを開発しました。このシステムは平成17年8月より発売されたトヨタレクスGSに搭載されています。ここで使用されているデータ通信モジュールは不正侵入を情報センターに通報するだけでなく、エアバッグシステムと連動し、エアバッグ作動情報を情報センターに送信して事故を通報するなど、車両と情報センターとの高速インターネット通信を可能にしています。

快適面では、2重管式内部熱交換器を用いたカーエアコンシステムを開発し、冷房能力を最大12%向上させました。

こうした当社グループの商品開発力を将来に向けてさらに強化する目的で、平成18年1月に事業グループの再編を行いました。これは平成11年に事業グループ制を導入して以来、初めての再編で、従来の4事業グループから、パワートレイン機器、電気機器、電子機器、熱機器、新設の情報安全の5事業グループとしました。この中で電気機器グループはクルマの電気関連の製品を一括りにし、ハイブリッドを含むパワーエレクトロニクスのシナジー効果を図ります。また情報安全グループは、従来分かれていた情報関連と安全関連の事業部を統合して一つのグループの下におき、運転支援の視点からシステム開発を推進していきます。

つぎに重点市場への取り組みについてご説明します。

当社グループは、お客様のニーズに対応し、当期は国内外で生産工場の新設および増強を実施し、供給体制の充実を図ってきました。

まず、国内では今後の戦略製品を生産する3拠点での増強を行いました。幸田製作所においては、エレクトロニクス製品の装着率増加によりICの生産能力を増強するため、ウエハ工場の増設を実施しました。また北九州製作所を分社化し、既存のカーエアコンに加え、ディーゼル車用燃料噴射装置であるコモンレールシステムのインジェクタ部品を追加することとしました。これはクリーンディーゼル化の流れに乗り、欧州市場を中心に大幅な需要増が見込まれるコモンレールシステムの構成部品であるインジェクタの重要機能部品を生産し、西尾、善明製作所と並ぶ世界供給基地としていく構想によるものです。さらに大安製作所においては、車両生産台数および安全・環境関連部品装着率の増加に対応するため、安全システム用センサとセラミック部品の生産工場を増設することとしました。

つぎに海外では、躍進著しい中国において、4つの生産工場を設立しました。

コンプレッサを生産する豊田工業電装空調圧縮機(昆山)有限公司を株式会社豊田自動織機、豊田通商株式会社と共同で設立したほか、オイルフィルタを生産する佛山豊田紡織汽車零部件有限公司をトヨタ紡織株式会社と共同で設立、また

カーナビゲーションシステムを生産する電装（天津）汽車導航系統有限公司、メータを生産する天津豊星電子有限公司を設立しました。

北米においては、近年、自動車への装着率が増加しているエレクトロニクス製品を生産するデンソー・マニュファクチャリング・テネシー社で、生産能力を増強するための工場の増設を実施することとし、米国顧客の需要に迅速に応えられる供給体制を構築していきます。

当連結会計年度の業績については、円安効果もあり、売上高は3兆1,883億円（前期比3,884億円増、13.9%増）と増収になりました。経常利益については、素材費の高騰があるものの、売上増加による操業度差益に加え、コスト低減努力など経営全般にわたる合理化・効率化に取り組んだ結果、2,831億円（前期比583億円増、25.9%増）、当期純利益についても、英国退職給付会計基準変更時差異の償却に伴う特別損失等があるものの、1,696億円（前期比370億円増、27.9%増）と過去最高となりました。

所在地別の状況については、日本は、車両生産台数の増加および海外生産用部品等の輸出増加などにより、売上高は2兆2,890億円（前期比2,284億円増、11.1%増）、営業利益は、売上増加による操業度差益、合理化努力等により、2,077億円（前期比277億円増、15.4%増）となりました。

北中南米地域は、日系車両生産台数の増加および拡販などにより、売上高は6,904億円（前期比1,102億円増、19.0%増）、営業利益は、売上増加による操業度差益等があるものの、労務費の増加・製品構成の変化等により、219億円（前期比18億円減、7.5%減）となりました。

欧州地域は、日系車および欧州車への拡販などにより、売上高は4,230億円（前期比490億円増、13.1%増）、営業利益は、チェコ並びにハンガリー工場の本格稼働に伴う売上増加および合理化努力等により、16億円の黒字（前期88億円の損失）となりました。

豪亜地域は、IMVの本格稼働および日系車両生産台数の増加などにより、売上高は3,951億円（前期比1,042億円増、35.8%増）、営業利益は、売上増加による操業度差益、合理化努力等により、367億円（前期比166億円増、82.9%増）となりました。

設備投資については、コスト競争力のある次期型製品への切り替え、増産対応および製品の品質・信頼性のより一層の向上を図るための投資などを中心に2,887億円の設備投資を行いました。

資金調達については、今後の設備投資資金に充当するため、主として当社において400億円の銀行借入を実施しました。

(2) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第80期 (平成15年3月期)	第81期 (平成16年3月期)	第82期 (平成17年3月期)	第83期 (平成18年3月期)
売 上 高	2,332,760	2,562,411	2,799,949	3,188,330
経 常 利 益	166,344	196,289	224,760	283,054
当 期 純 利 益	111,018	110,027	132,620	169,648
1株当たり当期純利益	128 37	130 02	159 02	204 80
純 資 産	1,397,888	1,509,489	1,643,182	1,970,388
総 資 産	2,354,657	2,526,502	2,780,982	3,411,975
株 主 資 本 比 率	59.37 %	59.75 %	59.09 %	57.75 %

(注) 第81期(平成16年3月期)は、日本・欧州・豪亜での車両生産台数の増加、拡販、コスト低減努力等により売上・経常利益ともに増加しました。当期純利益の減少は、第80期に計上した厚生年金基金代行部分返上益による特別利益の影響によるもので、その影響を除外したベースでの比較では、増加しました。

第82期(平成17年3月期)は、日本・豪亜での車両生産台数の増加、拡販および合理化努力等により、売上・利益ともに増加しました。北中南米・欧州では売上は増加したものの、円高の影響、新工場立上げ費用増等により、利益は減少しました。

第83期(平成18年3月期)における状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載の通りです。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第80期 (平成15年3月期)	第81期 (平成16年3月期)	第82期 (平成17年3月期)	第83期 (平成18年3月期)
売 上 高	1,570,391	1,708,505	1,862,055	2,057,045
経 常 利 益	105,018	130,772	159,005	184,896
当 期 純 利 益	116,322	80,720	107,956	130,701
1株当たり当期純利益	134 77	95 47	129 61	157 91
純 資 産	1,216,810	1,329,156	1,423,382	1,670,229
総 資 産	1,941,337	2,073,714	2,233,844	2,698,701
株 主 資 本 比 率	62.68%	64.10%	63.72%	61.89%

(注) 第81期(平成16年3月期)は、車両生産の増加に加え、拡販、輸出の増加、コスト低減努力等により売上・経常利益ともに増加しました。当期純利益の減少は、第80期に計上した厚生年金基金代行部分返上益による特別利益の影響によるもので、その影響を除外したベースでの比較では、増加しました。

第82期(平成17年3月期)は、堅調な国内および海外車両生産に支えられ売上は増加、加えてコスト低減努力等により利益についても増加しました。

第83期(平成18年3月期)は、国内および海外車両生産の増加、輸出の増加に加え、コスト低減努力等により売上・利益ともに増加しました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

今後の経済情勢を展望しますと、引き続き、堅調に推移すると予想されます。

自動車業界においては、世界の自動車販売は、米国をはじめ主要市場での底堅い販売の中、引き続き中国をはじめとしたアジアなどでの販売増加により、当期を上回ると予想されます。

国内においては、販売は景気回復や新型車およびモデルチェンジ車投入効果による増加が期待でき、輸出も北米向けハイブリッド車などにより高水準を維持することから、自動車生産は引き続き1,000万台を超えるものと予想されます。

堅調な世界経済を前提とした自動車販売を想定してはいますが、原油価格をはじめとした原材料価格の高騰や為替の急激な変動など不安定な要素もあり、今後の動向を注視する必要があると認識しています。

また一方で、地球環境保全や安全性など自動車に対する社会的ニーズの高まり、競争の熾烈化、事業のグローバル化に伴うリスクの増大など当社グループを取り巻く事業環境はますます厳しさを増してきています。

このような状況の中で、平成18年度は「DENSO VISION 2015」の実現に向けた活動を本格的にスタートさせる年と位置づけ、より高いレベルへの革新を目指し、次の2つを柱としてグループを挙げて取り組んでいきます。

先進的なクルマ社会創造への貢献

真のグローバル企業への進化

については、お客様の安心と満足を獲得できる品質保証体制の強化、クルマ視点で“デンソー発の業界標準”となるシステム開発およびコンポーネントの開発や、地域・車格に応じた最適製品の開発に取り組んでいきます。また、カーメーカーと長期的な信頼関係構築につながる提案活動を積極的に行っていきます。

については、安全かつ強靱な製造体質の実現に取り組むとともに、全世界のグループ会社でデンソー流モノづくりの定着活動を進め、グローバルな生産・調達体制の構築を行っていきます。それにより、地域の自律性と効率性を高めるグループ経営体質確立に取り組むとともに、当社グループ10万人のやる気と能力を引き出す職場づくりに努めていきます。

これらの諸活動を通して、当社グループは企業業績の着実な向上と高い利益率を確保することにより、株主の皆様、お客様、そして全ての関係者の方々に一層信頼される企業を目指して努力していく所存です。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

下記製品の製造および販売

(自動車分野)

パワトレイン機器 (ディーゼルエンジン用製品、ガソリンエンジン用製品、
点火コイル、各種バルブ等)

電気機器 (スタータ、オルタネータ、インバータ、
DC-DCコンバータ等)

電子機器 (エンジン制御コンピュータ、各種半導体センサ、
ハイブリッドIC等)

熱機器 (カーエアコンシステム、バス・農建機用エアコン、
ラジエータ、冷却ファン等)

情報安全 (エアバッグ用各種センサ&コンピュータ、ABS用アクチュエータ
&コンピュータ、メータ、カーナビゲーションシステム等)

モータ (ワイパシステム、ウォッシュシステム、パワーウィンドモータ等)

(新事業分野)

産業機器 (バーコードハンディスキャナ&ハンディターミナル、
QRコードスキャナ&ハンディターミナル、各種ロボット等)

生活関連機器 (自然冷媒(CO₂)ヒートポンプ式給湯機等)

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

当 社

本 社：愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地

支 社：東京

支 店：東京、大阪、広島

工 場：刈谷、池田、安城、西尾、高棚、幸田、豊橋、阿久比、善
明（以上愛知県）、大安（三重県）、広島（広島県）、北九州
（福岡県）(注)

研 究 所：基礎研究所（愛知県）

試 験 場：額田（愛知県）

(注) 平成18年4月1日から、株式会社デンソー北九州製作所として事業活動を開始しています。

子法人等		
主 要 な	日本	
販 売 会 社		株式会社デンソー東京（東京都）、株式会社デンソー中部（愛知県）
	北中南米地域	デンソー・インターナショナル・アメリカ株式会社（米国ミシガン州）、デンソー・セールス・カリフォルニア株式会社（米国カリフォルニア州）
	欧州地域	デンソー・ヨーロッパ株式会社（オランダ ウェストブ市）、デンソー・セールス・UK株式会社（イギリスハートフォードシャー州）
	豪亜地域	デンソー・インターナショナル・オーストラリア株式会社（オーストラリア ビクトリア州）
主 要 な	日本	
製 造 会 社		アスモ株式会社（静岡県）、京三電機株式会社（茨城県）、アンデン株式会社（愛知県）、GAC株式会社（長野県）、株式会社デンソーウェーブ（東京都）、浜名湖電装株式会社（静岡県）、大信精機株式会社（愛知県）
	北中南米地域	デンソー・マニュファクチュアリング・ミシガン株式会社（米国ミシガン州）、デンソー・マニュファクチュアリング・テネシー株式会社（米国テネシー州）、デンソー・マニュファクチュアリング・アセンズ・テネシー株式会社（米国テネシー州）、デンソー・マニュファクチュアリング・カナダ株式会社（カナダ オンタリオ州）、デンソー・メキシコ株式会社（メキシコ エボレオン州）
	欧州地域	デンソー・サーマルシステムズ株式会社（イタリア トリノ市）、デンソー・マニュファクチュアリング・イタリア株式会社（イタリア サンサルボ市）、デンソー・マニュファクチュアリング・ハンガリー有限会社（ハンガリー セーケシュフェヘルバール市）、デンソー・バルセロナ株式会社（スペイン バルセロナ市）、デンソー・マニュファクチュアリング・UK株式会社（イギリス シャロップシャー州）
	豪亜地域	オーストラリアン・オートモーティブ・エアー株式会社（オーストラリア ビクトリア州）、デンソー・タイランド株式会社（タイ サムトプラカン県）、デンソー・インドネシア株式会社（インドネシア ジャカルタ市）、デンソー・マレーシア株式会社（マレーシア セランゴール州）、デンソー豊星株式会社（大韓民国 昌原市）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数

1,426,942,000株

発行済株式総数

884,068,713株

株主数

61,178名

新株予約権の状況

発行決議の日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月24日
新株予約権の数	806個	3,326個	10,960個
株式の種類	普通株式		
株式の数	80,600株	332,600株	1,096,000株
発行価額	無償		
権利行使時の払込金額	2,003円/株	2,090円/株	2,740円/株
行使期間	平成16年7月1日から 平成20年6月30日まで	平成17年7月1日から 平成21年6月30日まで	平成18年7月1日から 平成22年6月30日まで

発行決議の日	平成17年6月22日
新株予約権の数	12,660個
株式の種類	普通株式
株式の数	1,266,000株
発行価額	無償
権利行使時の払込金額	2,758円/株
行使期間	平成19年7月1日から 平成23年6月30日まで

大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
トヨタ自動車株式会社	203,127 ^{千株}	24.59 %	58,679 ^{千株}	1.63 %
株式会社豊田自動織機	69,373	8.40	29,648	9.10
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	53,036	6.42		
ロバートボッシュ・インダストリー・アンラーゲン有限公司	47,434	5.74		
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	39,205	4.74		
日本生命保険相互会社	23,050	2.79		
三井住友海上火災保険株式会社	16,148	1.95	1,161	0.08
デンソー従業員持株制度会	11,711	1.41		
ステートストリートバンク・ アンド・トラストカンパニー	10,854	1.31		
明治安田生命保険相互会社	9,373	1.13		

- (注) 1. 当社は自己株式を57,773千株保有していますが、上記大株主からは除いています。
2. 株式会社豊田自動織機の当社への出資状況は、株式会社豊田自動織機が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式6,798千株（議決権比率0.82%）を除いて表示しています。（株主名簿上の名義は、「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井アセット信託銀行再信託分・株式会社豊田自動織機退職給付信託口）」であり、その議決権行使の指図権は株式会社豊田自動織機が留保しています。）
3. 当社のトヨタ自動車株式会社への出資状況は、当社が退職給付信託の信託財産として拠出している同社株式20,000千株（出資比率0.55%）を除いて表示していますが、信託約款の定めにより議決権行使の指図権を留保しています。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有
取得株式

普通株式	25,023株
取得価額の総額	82,896,970円

処分株式

普通株式	1,005,602株
処分価額の総額	2,142,196,855円

決算期末における保有株式

普通株式	57,773,072株
------	-------------

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
105,723名	1,540名(増)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでいます。)を表示しています。

当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33,621名	311名(増)	39.9歳	20.3年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでいます。)を表示しています。

(6) 重要な子法人等の状況およびその他の重要な企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ア ス モ 株 式 会 社	4,500 百万円	73.37%	自動車用小型モータの製造および販売
京 三 電 機 株 式 会 社	1,090 百万円	62.27	自動車用燃料噴射装置部品の製造および販売
ア ン デ ン 株 式 会 社	1,002 百万円	100.00	自動車用電装品の製造および販売
G A C 株 式 会 社	800 百万円	57.50	冷暖房機器の製造および販売
株式会社デンソーウェーブ	495 百万円	75.00	産業機器の製造および販売
浜 名 湖 電 装 株 式 会 社	479 百万円	76.49	自動車用電装品の製造および販売
大 信 精 機 株 式 会 社	295 百万円	99.25	生産用設備・自動車用電装品の製造および販売
株式会社デンソー東京	175 百万円	100.00	自動車用電装品および生活関連機器の販売
株式会社デンソー中部	94 百万円	100.00	自動車用電装品および生活関連機器の販売
デンソー・インターナショナル・アメリカ株式会社	226,750 千米ドル	100.00	北米関係会社の持株会社・統括運営、自動車用冷暖房機器・電装品の販売および研究開発
デンソー・マニファクチュアリング・ミシガン株式会社	125,000 千米ドル	100.00	自動車用冷暖房機器・ラジエータの製造および販売
デンソー・マニファクチュアリング・テネシー株式会社	73,900 千米ドル	100.00	自動車用電装品の製造および販売
デンソー・マニファクチュアリング・アセンズ・テネシー株式会社	100 千米ドル	100.00	自動車用電装品の製造および販売
デンソー・セールス・カリフォルニア株式会社	3,750 千米ドル	100.00	自動車用冷暖房機器および電装品の販売
デンソー・マニファクチュアリング・カナダ株式会社	25,100 千加ドル	100.00	自動車用冷暖房機器の製造および販売
デンソー・メキシコ株式会社	593,297 千メキシコペソ	95.00	自動車用電装品の製造および販売
デンソー・インターナショナル・ヨーロッパ株式会社	914,864 千ユーロ	100.00	欧州関係会社の持株会社
デンソー・ヨーロッパ株式会社	1,361 千ユーロ	100.00	欧州関係会社の統括運営、自動車用冷暖房機器および電装品の販売
デンソー・サーマルシステムズ株式会社	273,200 千ユーロ	100.00	自動車用冷暖房機器の製造および販売
デンソー・マニファクチュアリング・イタリア株式会社	16,871 千ユーロ	100.00	自動車用電装品の製造および販売
デンソー・マニファクチュアリング・ハンガリー有限公司	166,612 千ユーロ	100.00	自動車用電装品の製造および販売
デンソー・バルセロナ株式会社	33,344 千ユーロ	100.00	自動車用電装品の製造および販売
デンソー・マニファクチュアリング・U K 株式会社	71,831 千ポンド	100.00	自動車用冷暖房機器の製造および販売
デンソー・セールス・U K 株式会社	4,897 千ポンド	100.00	自動車用冷暖房機器および電装品の販売
デンソー・インターナショナル・オーストラリア株式会社	73,000 千豪ドル	100.00	豪州関係会社の持株会社・統括運営、自動車用冷暖房機器および電装品の販売
オーストラリアン・オートモーティブ・エア株式会社	17,000 千豪ドル	100.00	自動車用冷暖房機器・電装品の製造および販売
デンソー・インターナショナル・アジア株式会社	159,811 千円(千ドル)	100.00	東南アジア地域関係会社の持株会社・統括運営
デンソー・タイランド株式会社	200,000 千バーツ	51.25	自動車用冷暖房機器・電装品の製造および販売
デンソー・インドネシア株式会社	2,345 百万ルピア	58.33	自動車用冷暖房機器・電装品の製造および販売
デンソー・マレーシア株式会社	20,536 千マレーシアドル	72.72	自動車用冷暖房機器・電装品の製造および販売
デンソー豊星株式会社	8,181 百万ウォン	72.94	自動車用電装品の製造および販売

(注) 印は子法人等による所有を含む比率を表示しています。

<経過および成果>

当社の連結子法人等は前記の重要な子法人等31社を含め179社、持分法適用会社31社です。当連結会計年度の売上高は31,883億円（前連結会計年度比13.9%増）、当期純利益は1,696億円（前連結会計年度比27.9%増）となりました。

重要な企業結合の状況

トヨタ自動車株式会社（資本金397,050百万円）は、当社の議決権の24.59%を保有しており、当社は製品の46.2%を同社に販売しています。

技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのロバートボッシュ有限会社であり、ABSの技術導入契約を締結しています。

(7) 取締役および監査役の氏名、会社における地位および担当または主な職業

氏 名	会社における地位	担当または主な職業
岡 部 弘	取締役会長	
齋 藤 明 彦	取締役副会長	
深 谷 紘 一	取締役社長	
犬 飼 卓 生	取締役副社長	
大 森 徳 郎	取締役副社長	パワトレイン機器事業グループ総括
松 本 和 男	取締役副社長	電気機器事業グループ総括
岩 月 伸 郎	専務取締役	生産推進センター総括
小 川 王 幸	専務取締役	技術開発センター・熱機器事業グループ総括、知的財産部・技術管理部担当
福 崎 倫 生	専務取締役	営業グループ総括、営業1部担当
阿 野 正 敏	専務取締役	コーポレートセンター・アドミニストレーションセンター総括、秘書部・総務部担当
三 宅 信 弘	専務取締役	東京支社・情報安全事業グループ総括
原 田 晋	専務取締役	電子機器事業グループ総括、電子機器購買部・電子機器開発部・電子機器実験部担当
豊 田 章 一 郎	取締役	トヨタ自動車株式会社 取締役名誉会長

氏 名	会社における地位	担当または主な職業
堀 内 伸 晃	常 勤 監 査 役	トヨタ自動車株式会社 取締役副会長 名古屋大学大学院経済学研究科教授 弁護士
渡 辺 敏 男	常 勤 監 査 役	
張 富 士 夫	監 査 役	
岸 田 民 樹	監 査 役	
齋 藤 勉	監 査 役	

- (注) 1. 印は代表取締役です。
2. 監査役張 富士夫、岸田民樹、齋藤 勉の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役です。
3. 印は平成17年6月22日開催の第82回定時株主総会で新たに選任された取締役および監査役です。
4. 専務取締役内山浩志、専務取締役渡辺 敏、監査役楠田堯爾の3氏は、平成17年6月22日開催の第82回定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。

(8) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	支 給 人 員		支 給 額 (百万円)	摘 要
	17.4～17.6 名	17.7～18.3 名		
取 締 役	13	13	384	取締役の報酬額（商法第269条第1項第1号該当）月額5,000万円以内 （昭和60年3月29日開催の第61回定時株主総会決議）
監 査 役	5	5	54	監査役の報酬額（商法第279条第1項該当）月額700万円以内 （平成8年6月27日開催の第73回定時株主総会決議）
計	18	18	438	当社には使用人兼務取締役はおりませんので、使用人としての職務に対する給与は含んでいません。

(注) 上記のほか、下記の支払額があります。

- 取締役および監査役賞与金
（平成17年6月22日開催の当社第82回定時株主総会決議による）
取 締 役 240百万円
監 査 役 26百万円
- 退任取締役および退任監査役に対する慰労金
（平成17年6月22日開催の当社第82回定時株主総会決議による）
取 締 役 288百万円
監 査 役 13百万円

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	73百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	68百万円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	38百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社三菱東京UFJ銀行 シンジケートローン	13,000 ^{百万円}	^{千株}	%
富国生命保険相互会社	10,000	700	0.08
株式会社名古屋銀行	6,000	452	0.05
三井生命保険株式会社	5,000	2,370	0.28
静岡県信用農業協同組合連合会	3,000	10	0.00
その他	3,000		
計	40,000	3,532	0.42

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする4社によるものです。

(11) 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
発行した新株予約権の内容

発行決議の日	平成17年6月22日
発行した新株予約権の数	12,700個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 1,270,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	2,758円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成23年6月30日まで
行使の条件	<p>1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、常務役員、従業員または当社子会社の取締役等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、退任または退職によりこれらの地位を失った場合は、退任または退職の日から6ヶ月以内(権利行使期間中に限る。)に限り、権利を行使することができる。</p> <p>2) 新株予約権者は、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、直ちに新株予約権を喪失し、当社に対して無償で返還するものとする。</p> <p>3) その他権利行使の条件(上記1)に関する詳細も含む。)は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」および同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権割当契約に関する細則」に定めるところによる。</p>
新株予約権の消却の事由および条件	当社は、未行使の新株予約権を当社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができる。
有利な条件の内容	当社の取締役、常務役員、従業員および当社子会社の取締役等に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた特定使用人等以外の者の氏名および割当を受けた新株予約権の数
当社取締役

氏名	新株予約権の数(個)	氏名	新株予約権の数(個)	氏名	新株予約権の数(個)
岡部 弘	150	松本 和男	150	三宅 信弘	150
齋藤 明彦	150	岩月 伸郎	150	原田 晋	150
深谷 紘一	150	小川 王幸	150	豊田章一郎	50
犬飼 卓生	150	福崎 倫生	150		
大森 徳郎	150	阿野 正敏	150		

割当を受けた特定使用人等の氏名および割当を受けた新株予約権の数
(上位10名)

氏名	新株予約権 の数(個)	備考
加藤 光治	100	当社常務役員
花井 嶺郎	100	当社常務役員
徳田 寛	100	当社常務役員
加藤 宣明	100	当社常務役員
大屋 健二	100	当社常務役員
小林 耕士	100	当社常務役員
松下 光生	100	当社常務役員
渡辺 敏	100	アスモ株式会社 取締役社長
太田 実	50	当社常務役員
広中 和雄	50	当社常務役員

当社取締役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当を受けた関係会社の取締役

氏名	新株予約権 の数(個)	備考
渡辺 敏	100	アスモ株式会社 取締役社長
竹内 桂三	50	アスモ株式会社 専務取締役
姫野 賢吾	50	アスモ株式会社 専務取締役
後藤 弘二	50	アスモ株式会社 専務取締役
藤波 弘	50	アンデン株式会社 取締役社長
西尾 達彦	50	浜名湖電装株式会社 取締役社長
伊與田正行	50	大信精機株式会社 取締役社長
真鍋 正巳	50	京三電機株式会社 取締役社長
中田 修二	50	G A C株式会社 取締役社長
上石 和信	50	株式会社デンソーウェーブ 取締役社長

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区分	当社の使用人	当社の関係会社の取締役
新株予約権の数	8,560個	2,290個
目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
目的となる株式の数	856,000株	229,000株
付与した者の総数	370名	97名

本営業報告書中の記載金額につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しています。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,400,593	流動負債	871,854
現金及び預金	180,446	支払手形及び買掛金	446,057
受取手形及び売掛金	592,374	短期借入金	95,781
有価証券	207,263	未払費用	123,011
たな卸資産	287,571	未払法人税等	64,594
繰延税金資産	53,912	賞与引当金	53,211
その他	81,670	製品保証引当金	13,204
貸倒引当金	2,643	その他	75,996
固定資産	2,011,382	固定負債	473,818
有形固定資産	974,975	社 債	100,000
建物及び構築物	236,157	長期借入金	70,304
機械装置及び運搬具	416,744	繰延税金負債	123,634
土地	148,669	退職給付引当金	166,998
建設仮勘定	93,689	その他	12,882
その他	79,716	負債計	1,345,672
無形固定資産	12,076	(少数株主持分)	
ソフトウェア	12,017	少数株主持分	95,915
連結調整勘定	59	(資本の部)	
投資その他の資産	1,024,331	資 本 金	187,457
投資有価証券	877,346	資本剰余金	266,182
長期貸付金	2,651	利益剰余金	1,329,974
繰延税金資産	20,284	その他有価証券評価差額金	319,186
前払年金費用	94,266	為替換算調整勘定	14,562
その他	30,081	自己株式	117,849
貸倒引当金	297	資 本 計	1,970,388
合 計	3,411,975	合 計	3,411,975

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科	目	金	額
		百万円	百万円
売	上 高		3,188,330
売	上 原 価		2,622,998
	売 上 総 利 益		565,332
	販売費及び一般管理費		298,773
	営 業 利 益		266,559
営 業 外 収 益			
	受 取 利 息 配 当 金	13,021	
	持分法による投資利益	1,549	
	そ の 他	18,492	33,062
営 業 外 費 用			
	支 払 利 息	4,506	
	そ の 他	12,061	16,567
	経 常 利 益		283,054
特 別 利 益			
	厚生年金基金代行部分返上益	1,016	1,016
特 別 損 失			
	英国退職給付会計基準変更時差異償却額	10,929	
	子会社における工場移転費用	951	
	投資有価証券評価損	177	
	減 損 損 失	159	12,216
	税金等調整前当期純利益		271,854
	法人税、住民税及び事業税	104,346	
	法人税等調整額	13,568	90,778
	少数株主利益		11,428
	当 期 純 利 益		169,648

注 記

1. 連結貸借対照表および連結損益計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,996,794百万円
3. 担保に供している資産

売掛金	427百万円
建物	223百万円
土地	842百万円
合計	1,492百万円
4. 保証債務額 3,111百万円
5. 受取手形割引高 29百万円
6. 偶発債務
 - (1) 債務履行引受契約に係る偶発債務
第2回無担保社債 60,000百万円
 - (2) 輸入関税に係る銀行保証額 620百万円
7. 1株当たり当期純利益 204円80銭
8. 連結子法人等のシミズ工業(株)は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年4月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成17年9月30日に返還額(最低責任準備金)844百万円を国へ現金納付しました。なお、当期における損益に与えている影響額は、特別利益として1,016百万円を計上しています。
9. 連結子法人等が所有する工場の移転に伴う固定資産の除却損289百万円および撤去・整備に関する費用662百万円を、特別損失の子会社における工場移転費用として計上しています。

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項
連結子法人等の数179社
主要な連結子法人等の名称は営業報告書「2.企業集団および会社の概況」の「(6)重要な子法人等の状況およびその他の重要な企業結合の状況」の「重要な子法人等の状況」に記載しているので省略しています。
なお、非連結子法人等は9社であり、その主要な会社の名称は次の通りです。
(国内) (株)システックスジャパン ほか合計2社
(海外) システックス・プロダクツ(株) ほか合計7社
非連結子法人等については、いずれも買収後まもなく、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲より除いています。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社数31社
主要な持分法適用関連会社の名称は次の通りです。
(国内) 津田工業(株) ほか合計13社
(海外) ミシガン・オートモーティブ・コンプレッサー(株) ほか合計18社

なお、持分法を適用していない非連結子法人等および関連会社は9社であり、その主要な会社の名称は次の通りです。

(国内) (株)システックスジャパン ほか合計2社

(海外) システックス・プロダクツ(株) ほか合計7社

上記非連結子法人等については、買収後まもなく、小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等においていずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

デンソー・メキシコ(株)は、12月31日が決算日ですが、連結決算日（3月31日）現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

天津電装空調有限公司ほか合計23社の決算日は、従来より12月31日であり、連結決算日と異なっていますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、各社の事業年度の計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）により評価しています。

時価のないもの 主として移動平均法による原価法により評価しています。

(2) デリバティブは時価法により評価しています。

(3) 製品・仕掛品・貯蔵品は主として総平均法による原価法、原材料は主として総平均法による低価法により評価しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 従業員賞与の支出に備えるために、会社が算定した当期に負担すべき支給見込額を計上しています。

製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用に備えるために、過去の実績を基礎にして当期に対応する発生見込額を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるために、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務債務は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しています。

- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子法人等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分および資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。
- (7) リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に準じた会計処理をしています。
- (8) ヘッジ会計の方法
金利スワップ、外貨建予定取引に付した為替予約および通貨オプションについては、繰延ヘッジ処理を適用し、金利スワップのうち、特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理によっています。
また、連結貸借対照表上相殺消去された連結子法人等向け外貨建債権債務をヘッジする目的で締結した為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引についてはヘッジ会計を適用せず、当期末に時価評価を行い、その評価差額は当期の営業外損益として計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。
5. 連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却しています。
7. 商法施行規則第200条の規定に基づき、一部「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の定めるところにより連結計算書類を作成しています。

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更〕

英国に所在する連結子法人等は、当期より英国の退職給付債務に係る新しい会計基準を適用しています。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が357百万円増加し、営業利益および経常利益がそれぞれ347百万円減少し、さらに、英国退職給付会計基準変更時差異償却額が特別損失として10,929百万円計上されたことにより、税金等調整前当期純利益が11,276百万円減少しています。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	864,661	流動負債	644,747
現金及び預金	91,171	支払手形	6,045
受取手形	7,872	買掛金	350,381
売掛金	368,255	未払金	41,845
有価証券	193,386	未払費用	83,617
製品	35,330	未払法人税等	38,992
原材料	729	前受金	1
仕掛品	45,133	預り金	78,836
貯蔵品	206	賞与引当金	35,747
前渡金	39,239	製品保証引当金	9,090
前払費用	1,594	その他	193
繰延税金資産	35,554	固定負債	383,725
短期貸付金	8,684	社債	100,000
その他	38,004	長期借入金	40,000
貸倒引当金	496	繰延税金負債	114,383
固定資産	1,834,040	退職給付引当金	120,147
有形固定資産	498,770	その他	9,195
建物	92,525	負債計	1,028,472
構築物	19,772		
機械及び装置	188,396	(資本の部)	
車両運搬具	2,638	資本金	187,457
工具器具及び備品	39,628	資本剰余金	266,123
土地	103,430	資本準備金	265,985
建設仮勘定	52,381	その他資本剰余金	138
無形固定資産	8,571	自己株式処分差益	138
ソフトウェア	8,571	利益剰余金	1,016,539
投資その他の資産	1,326,699	利益準備金	43,274
投資有価証券	456,840	任意積立金	567,143
関係会社株式	703,806	特別償却準備金	429
出資金	2,598	固定資産圧縮積立金	324
関係会社出資金	58,190	別途積立金	566,390
長期貸付金	4,395	当期末処分利益	406,122
前払年金費用	94,086	その他有価証券評価差額金	317,944
その他	6,899	自己株式	117,834
貸倒引当金	115	資本計	1,670,229
合 計	2,698,701	合 計	2,698,701

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目	金 額	百 万 円	百 万 円
売 上 高			2,057,045
売 上 原 価			1,755,451
売 上 総 利 益			<u>301,594</u>
販売費及び一般管理費			147,162
営 業 利 益			<u>154,432</u>
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 配 当 金	25,609		
そ の 他	<u>11,987</u>		37,596
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	436		
そ の 他	<u>6,696</u>		<u>7,132</u>
経 常 利 益			184,896
特 別 損 失			
投資有価証券評価損	177		
減 損 損 失	<u>159</u>		<u>336</u>
税 引 前 当 期 純 利 益			184,560
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65,580		
法 人 税 等 調 整 額	<u>11,721</u>		<u>53,859</u>
当 期 純 利 益			130,701
前 期 繰 越 利 益			290,286
中 間 配 当 額			14,865
当 期 未 処 分 利 益			<u>406,122</u>

注 記

1. 貸借対照表および損益計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示していません。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 267,454百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権 2,597百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務 278,138百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,327,906百万円
6. 保証債務額 34,500百万円
7. 偶発債務
債務履行引受契約に係る偶発債務
第2回無担保社債 60,000百万円
8. 商法施行規則第124条第3号の規定による配当制限
資産の時価評価により増加した純資産額 317,944百万円
9. 関係会社への売上高 1,562,516百万円
10. 関係会社からの仕入高 593,938百万円
11. 関係会社との営業取引以外の取引高 4,659百万円
12. 1株当たり当期純利益 157円91銭
13. 退職給付引当金は、全額退職一時金制度に係る残高です。なお、退職給付信託（期末残高82,904百万円）を設定していますが、すべて企業年金制度に充当するものとして設定しており、退職一時金制度に係る引当金から相殺表示されている部分はありません。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

(2) その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

時価のないもの 移動平均法による原価法により評価しています。

2. デリバティブは時価法により評価しています。

3. 製品・仕掛品・貯蔵品は総平均法による原価法、原材料は総平均法による低価法により評価しています。

4. 固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法を採用しています。

5. 引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 従業員賞与の支出に備えるために、会社が算定した当期に負担すべき支給見込額を計上しています。

製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用に備えるために、過去の実績を基礎にして当期に対応する発生見込額を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるために、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務債務は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しています。

6. リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理をしています。

7. ヘッジ会計の方法

金利スワップ、通貨オプションおよび外貨建予定取引に付した為替予約については、繰延ヘッジ処理を適用し、金利スワップのうち特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理によっています。

また、通貨スワップおよび為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っています。

8. 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

9. 商法施行規則第48条第1項の関係会社特例規定を適用し、商法施行規則第200条の規定に基づき、一部「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の定めるところにより計算書類等を作成しています。

利 益 処 分 案

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	406,122,477,234
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	67,880,075
合 計	406,190,357,309
これを下記の通り処分いたします。	
株 主 配 当 金 (1 株につき20円)	16,525,912,820
取 締 役 賞 与 金	276,000,000
監 査 役 賞 与 金	29,600,000
次 期 繰 越 利 益	389,358,844,489

- (注) 1. 平成17年11月25日に1株につき18円、総額14,864,650,110円の間配当を実施しました。
 2. その他資本剰余金137,515,082円は次期へ繰越すことといたします。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

株式会社デンソー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 平野善得[Ⓡ]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋英之[Ⓡ]
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社デンソーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社デンソー及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から英国に所在する連結子法人等において、英国の退職給付債務に係る新しい会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、株式会社デンソーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および監査実施計画に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月9日

株式会社デンソー監査役会

常勤監査役	堀	内	伸	晃	印	
常勤監査役	渡	辺	敏	男	印	
監査役	張		富	士	夫	印
監査役	岸	田	民	樹	印	
監査役	齋	藤		勉	印	

(注) 監査役張 富士夫、監査役岸田民樹および監査役齋藤 勉は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

株式会社デンソー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 平野善得 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋英之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社デンソーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社デンソーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第83期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会で定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針および監査実施計画に従い、取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、取締役および使用人より営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場および事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対して営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社による無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上述の監査の方法によるほか、必要に応じ当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分案は、会社財産の状況その他の事情に照らして、相当であると認めます。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社による無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月9日

株式会社デンソー監査役会

常勤監査役 堀 内 伸 晃 ㊟

常勤監査役 渡 辺 敏 男 ㊟

監 査 役 張 富 士 夫 ㊟

監 査 役 岸 田 民 樹 ㊟

監 査 役 齋 藤 勉 ㊟

(注) 監査役張 富士夫、監査役岸田民樹および監査役齋藤 勉は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

8,257,348個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第83期利益処分案承認の件

当期の利益処分は、添付書類（29頁）に記載のとおりといたしたく存じます。

当社は、環境変化に柔軟に対応できる経営基盤の確立と業績の向上を図りつつ、事業を展開しております。配当金につきましては、安定的に配当水準の向上を目指し、業績および配当性向等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待にお応えすべく、努力していく所存であります。

当期末の株主配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきますく存じます。

これにより、中間配当金を加えました当期の株主配当金は、1株につき38円となり、配当性向は24.1%となります。

また、当期の役員賞与につきましては、期末時の取締役13名に対し取締役賞与金276,000,000円、監査役5名に対し監査役賞与金29,600,000円を支給いたしましたく存じます。

第2号議案 自己株式取得の件

資本効率の向上と株主の皆様への一層の利益還元のため、および経営環境の変化などに対して機動的な資本政策の遂行を可能とするために、商法第210条の規定に基づき、本総会終結のときから次期定時株主総会終結のときまでに、当社普通株式750万株、取得価額の総額375億円を限度として取得することにつきご承認をお願いするものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第6条（発行可能株式総数および株券の発行）第2項を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

- (4) 会社法施行規則第94条、第133条および会社計算規則第161条、第162条の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネットによる開示を可能とする旨を定めるため、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (5) 会社法第310条第5項の規定に従い、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、第17条（議決権の代理行使）を変更するものであります。
- (6) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (7) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第27条（取締役の責任免除）第2項および第34条（監査役の責任免除）第2項を新設するものであります。なお、第27条第2項の新設につきましては、監査役会の監査役全員一致による同意を得ております。
- (8) 会社法第459条第1項の規定に従い、機動的な資本政策および配当政策を実施できるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨を定めるため、第36条（剰余金の配当等）を新設するものであります。
- (9) 会社法において、発行可能株式総数からの消却株式数の控除が廃止されたことに伴い、第6条（発行可能株式総数および株券の発行）における当該控除に関する記載を削除するとともに、過年度に控除した消却株式数を発行可能株式総数に再度繰り入れるものであります。
- (10) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (11) 商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (12) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(<u>営業</u> の目的) 第2条 (省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店所在地) 第3条 (省略)	(本店所在地) 第3条 (現行どおり)

現 行 定 款

(新 設)

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。
ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞および中日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行株式の総数、1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)

第5条 当社の発行する株式の総数は15億株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、それに相当する株式数を減ずる。

(新 設)

当社の1単元の株式の数は、100株とする。

当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(第5条から移動)

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

変 更 案

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および株券の発行)

第6条 当社の発行可能株式総数は15億株とする。

当社は、株式に係る株券を発行する。

(以下、第7条へ移動)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

現 行 定 款

(新 設)

(単元未満株式の買増請求)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。
名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

変 更 案

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に定める単元未満株式の買増請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(第14条へ移動)

(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会の招集) 第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(第10条から移動)</p> <p>(総会の議長) 第12条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主が議決権の行使を委任する代理人は、<u>当会社の議決権を有する株主に限るものとする。</u> 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定がある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数により決する。 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上により決する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第15条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会の招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u> 第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(総会の議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任者とともに終了する。</u></p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(報酬) 第18条 取締役の報酬は、株主総会でこれを決する。</p>	<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会の招集および取締役会規則) 第19条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集および取締役会規則) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(代表取締役) 第20条 (省略)</p>	<p>(代表取締役) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(相談役) 第21条 (省略)</p>	<p>(相談役) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第22条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="191 142 471 164">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="116 186 260 238">(定員) 第23条 (省略)</p> <p data-bbox="116 265 546 419">(選任) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p data-bbox="116 473 546 649">(任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期とともに終了する。</u></p> <p data-bbox="116 731 546 805">(報酬) 第26条 監査役の報酬は、<u>株主総会でこれを決する。</u></p> <p data-bbox="116 832 454 884">(監査役会の招集および監査役会規則) 第27条 (省略)</p> <p data-bbox="116 911 546 985">(常勤監査役) 第28条 監査役<u>の互選により、常勤監査役を置く。</u></p> <p data-bbox="116 1012 546 1160">(監査役の責任免除) 第29条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="292 1187 370 1209">(新 設)</p>	<p data-bbox="644 142 924 164">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="567 186 768 238">(定員) 第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="567 265 1003 443">(選任) 第29条 監査役は、株主総会<u>の決議によって選任する。</u> 監査役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="567 473 1003 703">(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p data-bbox="567 731 1003 805">(報酬等) 第31条 監査役の報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="567 832 908 884">(監査役会の招集および監査役会規則) 第32条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="567 911 1003 985">(常勤監査役) 第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="567 1012 1003 1341">(監査役の責任免除) 第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第30条 当社は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを営業年度とする。</p> <p>(株主配当金) 第31条 株主配当金は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(第32条から移動)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当) 第32条 当社は、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第 293 条の 5 の規定による金銭の分配 (以下中間配当という) をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間および利息) 第33条 株主配当金および中間配当金は、支払確定の日より満 3 年を経過して受領なきときは、会社はその支払義務を免れるものとする。 株主配当金および中間配当金には、利息を付さない。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第35条 当社は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを事業年度とする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第36条 当社は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をする。 当社は、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。 当社は、前二項のほか、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(第36条へ移動)</p> <p>(配当金等の除斥期間および利息) 第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日より満 3 年を経過して受領なきときは、会社はその支払義務を免れるものとする。 未払いの剰余金の配当には、利息を付さない。</p>

第4号議案 取締役全員任期満了につき13名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたく存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
1	岡部 弘 (昭和12年5月19日)	昭和35年4月 当社入社 平成元年3月 当社取締役 平成7年3月 当社常務取締役 平成8年6月 当社取締役社長 平成15年6月 当社取締役副会長 平成16年6月 当社取締役会長就任現在に至る 他の会社の代表状況 デンソー太陽株式会社取締役会長 株式会社自動車部品会館取締役社長	37,600株
2	齋藤 明彦 (昭和15年7月24日)	昭和43年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成3年9月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成8年6月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成10年6月 トヨタ自動車株式会社専務取締役 平成13年6月 トヨタ自動車株式会社取締役副社長 平成17年6月 当社取締役副会長就任現在に至る 他の会社の代表状況 富士スピードウェイ株式会社取締役会長	20,400株
3	深谷 紘一 (昭和18年12月3日)	昭和41年4月 当社入社 平成7年3月 当社取締役 平成10年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役社長就任現在に至る	26,704株
4	犬飼 卓生 (昭和16年9月22日)	昭和39年4月 当社入社 平成5年3月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役副社長就任現在に至る	19,222株
5	松本 和男 (昭和18年3月27日)	昭和43年4月 当社入社 平成7年3月 当社取締役 平成10年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社取締役副社長就任現在に至る	10,200株
6	岩月 伸郎 (昭和20年5月1日)	昭和44年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成11年6月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役就任現在に至る	106,742株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
7	小川王幸 (昭和19年4月10日)	昭和42年6月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役就任現在に至る 他の会社の代表状況 株式会社日本自動車部品総合研究所取締役社長	10,593株
8	福崎倫生 (昭和19年7月29日)	昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務役員 平成17年6月 当社専務取締役就任現在に至る	9,400株
9	阿野正敏 (昭和20年10月27日)	昭和43年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役就任現在に至る	18,700株
10	加藤光治 (昭和22年1月3日)	昭和44年7月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務役員就任現在に至る	10,000株
11	花井嶺郎 (昭和22年7月19日)	昭和47年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務役員就任現在に至る	11,100株
12	徳田寛 (昭和23年11月25日)	昭和46年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務役員就任現在に至る 他の会社の代表状況 無錫電装阪神汽車部件有限公司取締役会長 電装(広州南沙)有限公司取締役会長	6,300株
13	豊田章一郎 (大正14年2月27日)	昭和33年8月 当社監査役 昭和39年8月 当社監査役辞任、取締役就任現在に至る 昭和56年6月 トヨタ自動車販売株式会社取締役社長 昭和57年7月 トヨタ自動車株式会社取締役社長 平成4年9月 トヨタ自動車株式会社取締役会長 平成11年6月 トヨタ自動車株式会社取締役名誉会長就任現在に至る 他の会社の代表状況 株式会社豊田中央研究所代表取締役 株式会社コンボン研究所代表取締役 東和不動産株式会社取締役会長	683,160株

(注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 印は新任候補者であります。

第5号議案 当社の取締役、常務役員、従業員等および当社子会社の取締役等に 新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、常務役員、従業員等および当社子会社の取締役等に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。なお、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものであります。なお、第4号議案「取締役全員任期満了につき13名選任の件」をご承認いただいた場合、割り当てを受ける当社取締役は13名となり、当社取締役への新株予約権の割り当て数は、1,850個となります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役、常務役員、従業員等および当社子会社の取締役等の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社株主との利害の共有化により当社の連結企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、次のとおり新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、常務役員、従業員等および当社子会社の取締役等

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式1,500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割り当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1単元未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

15,000個を上限とする。（なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定め

る株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券または転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成20年8月1日から平成24年7月31日まで（以下、「権利行使期間」という。）

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、常務役員、従業員等または当社子会社の取締役等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、退任または退職によりこれらの地位を失った場合は、退任または退職の日から6ヶ月以内（権利行使期間中に限る。）に限り、権利を行使することができる。

新株予約権者は、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、直ちに新株予約権を喪失し、当社に対して無償で返還するものとする。

その他権利行使の条件（上記に関する詳細も含む。）は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」および同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権割当契約に関する細則」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(参考) 現時点において、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価額は、633円/株となります。

第6号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

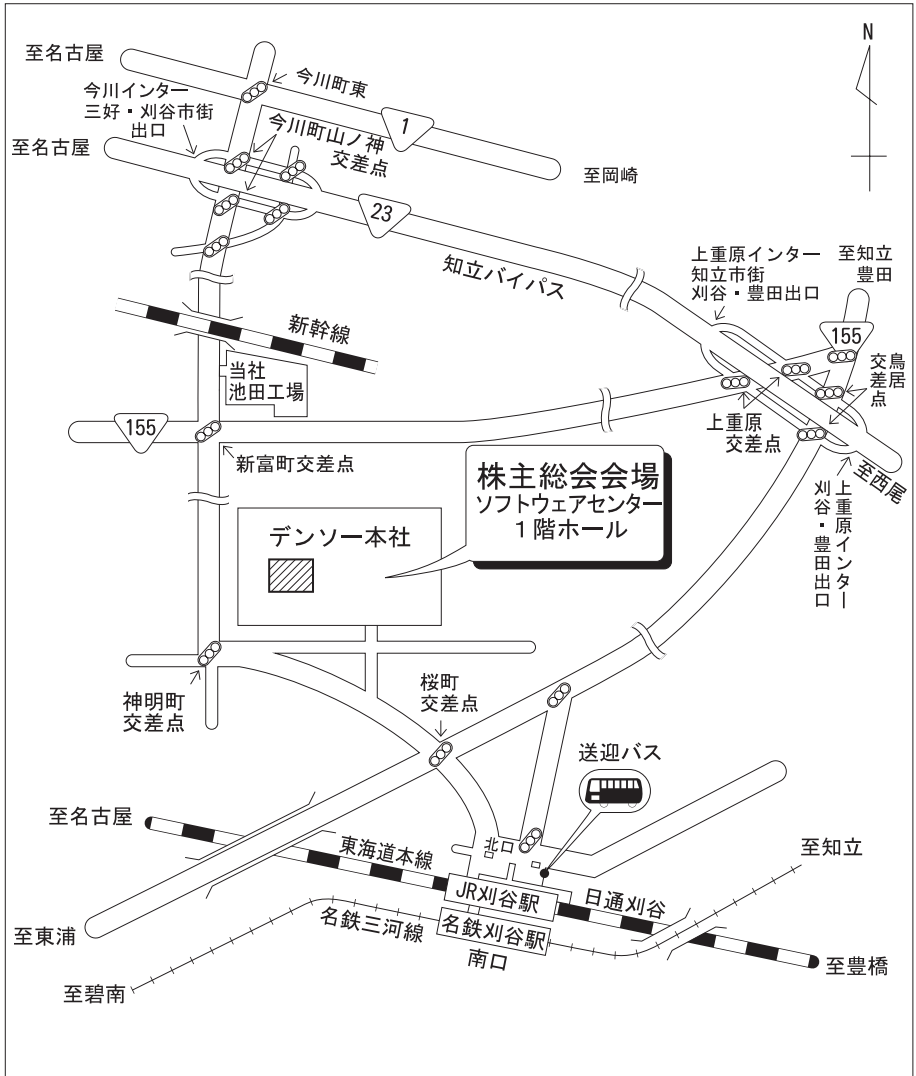
今回の株主総会終結のときをもって任期満了となり退任されます取締役副社長大森徳郎、専務取締役三宅信弘、専務取締役原田 晋の3氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額・贈呈の時期・方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
大 森 徳 郎	平成6年3月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役副社長就任現在に至る
三 宅 信 弘	平成9年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役就任現在に至る
原 田 晋	平成10年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役就任現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内略図



当日は、JR刈谷駅北口より送迎バスを運行いたしておりますのでご利用下さい。
〔午前9:00～10:00随時運行しております。〕

会場は、・JR刈谷駅北口より徒歩にて約7分です。

・国道23号線知立バイパス刈谷市街・三好出口より車にて約10分です。